北海道告示第10649号

北海道が令和4年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。 令和4年5月11日

(保健福祉部所管 その4)

北海道知事 鈴木 直道

補助金等を交付する 事務又は事業の名称 及びその目的又は趣 旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付す べき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部 数、提出期限及び提出 先	補助金等 の交付に 関する権 限の委任	摘要
1 病床機基盤盤 ・連携促進事業 病床機を動き ・連携を ・連携を ・連接を ・連接を ・連接を ・連とを がでする に対する に対する に対する に対する に対する に対する。						提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 提出 先 保健福祉部 地域医療推 進局地域医療課		書類局保は鬼婦にない、は環域は大は環域は一下、大学の大学のでは、はでは、はでは、はでは、は、はでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、
(1) 施設整備事業	当医開る 右掲整て適る おと療設。た欄げ備は当診がめ関と しウ施つ事認療がめ関と しウ施つ事認療	ア 病床機能の分化・連携、医療統定等・増聚・増築・増築・地工等をでは、 地類では、 地類では、 地類では、 地類では、 地質を変数をです。 大田 では、 地域では、 地域で、 地域では、 地域で、 地域では、 地域で、 地域では、 は、 は、 地域では、 は、 は	2分の1以内 の1以内 の1以子の を入き等に該他な を金はの当寄の除 のが、額た附収等 を金さののう。	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第32号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第32号様式 別に指示する様式			

(医科)の	増築・改修に要する工		1		1
開設者とす	事費又は工事請負費				
3.	(病室、診察室、処置				
ى،					
	室、記録室、談話室、				
	機能訓練室、浴室、廊				
	下、便所等)				
	※ 上記ア、イにおいて、				
	加算条件に該当する事				
	業を行うために必要な				
	施設の新築・増改築・				
	増築・改修に要する工				
	事費又は工事請負費				
	ウ 次の二次医療圏で診				
	療所(医科)を開設す				
	るために必要な新築・				
	増改築・増築・改修に				
	要する工事費又は工事				
	請負費				
	(診察室、処置室、薬				
	剤室、エックス線室、				
	暗室、待合室、看護師				
	詰め所、玄関、廊下、				
	便所、暖冷房、附属設				
	備、救急患者搬入口、				
	スロープ、療養指導室				
	等)				
	※対象二次医療圏				
	南檜山、北渡島檜山、				
	中空知、北空知、日高、				
	上川北部、富良野、留萌、				
	宗谷、遠紋、根室				

2) 設備整備事業		ア 病床機能の分化・連	保福第1の2号様式	保福第1の2号様式	
	当と認める	携及び病床の適正化の	保福第1の16号様式	保福第1の30号様式	
	医療機関の	ための残存機能の強化	保福第1の18号様式	保福第1の31号様式	
	開設者とす	などに必要な医療機器	保福第1の20号様式	保福第33号様式	
	る。	等、患者輸送車及び在	保福第1の32号様式	別に指示する様式	
	ただし、	宅医療を実施してい	(申請者が地方公共		
	右欄のウに	る、または実施しよう	団体である場合を除		
	掲げる設備	とする医療機関におい	< 。)		
	整備につい	て訪問診療等に使用す	保福第33号様式		
	ては知事が	る車両などの備品購入	別に指示する様式		
	適当と認め	費(電子カルテ、部門			
	る診療所	システムその他の病院			
	(医科) の	情報システム及び在宅			
	開設者とす	医療提供体制強化事業			
	る。	費補助金で対象となる			
		医療機器を除く)			
		イ 再編・統合に必要な			
		医療機器等、患者輸送			
		車及び在宅医療を実施			
		している、または実施			
		しようとする病院(診			
		療所)において訪問診			
		療等に使用する車両な			
		どの備品購入費(電子			
		カルテ、部門システム			
		その他の病院情報シス			
		テム及び在宅医療提供			
		体制強化事業費補助金			
		で対象となる医療機器			
		を除く)			
		※ 上記ア、イにおいて、			
		加算条件に該当する事			
		業を行うために必要な			

		医車ししに使品部病在事な 病る機(ス報療補療 ※南中上機びいういす入シ情医費医 の(めな子ムス供金器 集まとまる間両子ムス供金器 医)要備テ他及強象く 医渡る間両子ムス供金器 医)要備テ他及強象く 医渡空息患療と医診な力のム制対除 圏開、時部病在事な 療をは療療がいる。 とのこれが という				
(3) 再編統合支援 事業	知と療設医 那と療設医 がめ関、連 がめ関、連携	ア 地域で不足する医療機能への病床転換及び病床削減を含む再編統合等を検討する上で必要となるコンサルタン	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式	保福第1の30号様式 保福第1の31号様式		

	推進法人の	ト会社等への業務委託	(申請者が地方公共		
1	設置者及び	料(最長5か年)	団体である場合を除		
	医師会とす		<)		
	る。	イ 再編・統合に伴い施	別に指示する様式		
	ただし、	設の新築に必要とする			
	医師会につ	基本設計及び実施設計			
l	ハては右欄	に要する委託料			
0	のアに掲げ				
	る事業に限	ウ 病床転換及び病床削			
	るものとす	減に伴い不要となる建			
	る。	物(病棟・病室等)及			
	なお、本	び医療機器の処分(廃			
	事業におけ	棄、解体または売却)			
	る「再編」	に係る損失で財務諸表			
	とは、地域	上の特別損失(固定資			
	医療連携推	産除却損、固定資産廃			
	進法人を設	棄損、固定資産売却損)			
	立するもの	に計上されるもの(医			
	に限り、「統	療機器の有姿除却を除			
	合」とは、	<)			
	開設者が異				
		エ 地域で不足する医療			
	の統合に限	機能への病床転換及び			
	る。	病床削減を含む再編統			
		合等に伴い退職する職			
		員で早期退職制度(法			
		人等の就業規則等で定			
		めたものに限る。) の			
		活用によって上積みさ			
		れた退職金の割増相当			
		額			
		才 地域医療連携推進法			
		人を運営するために必			
		要となる次の経費			

	(地域医療連携推進法	1		1	1	
	人設立準備期間(最長					
	1か年)を含み最長3					
	か年)					
	• 地域医療連携推進法					
	人の設立準備、設立					
	後の各種事務を行う					
	ために雇用する職員					
	の人件費(給与費、					
	法定福利費、各種手					
	当等)					
	・地域医療連携推進法					
	人に加入する機関が					
	地域医療連携推進法					
	人に支払う負担金					
	・地域医療連携推進法					
	人の設立・運営のた					
	めに必要な需用費					
	(消耗品費、図書購					
	入費)、役務費(通					
	信運搬費)、使用料					
	及び賃借料、旅費、					
	備品費					
	/m на 94					
	力 地域医療連携推進法					
	人の体制整備に必要と					
	なる次の経費(地域医					
	療連携推進法人設立か					
	ら最長3か年)					
	・地域医療連携推進法					
	人で雇用し、加入す					
	る医療機関で診療等					
	に従事する医師の人					
	件費(給与費、法定					
	福利費、各種手当等)					
1 1	國12次(日王 1 中 4 /	1	I I	I	I I	

		 ・地域の原籍なるのでは、 ・地域の原籍なるのでは、 ・のを発達したのでは、 ・のを発達したのでは、 ・のををがられるのでは、 ・のをおりますが、 ・の経過のでは、 ・のには、 <				
(4) 理学療法士等確保事業	知事が適 当と認め開 者とする。		保福第1の2号様式式 保福第1の16号様式式 保福第1の18号様式 保福第1の32号様 保福第1の32号様 (申請者が地方 (申請者が場合 く。) 保福第344号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第344号様式 別に指示する様式		
(5) 理学療法士等研修事業	知事が適 当と認める 病院の開設 者とする。		保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 (申請者が地方公共 団体である場合を除 く。)	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第344号様式 別に指示する様式		-

				保福第344号様式 別に指示する様式			
(6) 電子レセプト 情報受療動向等 分析事業	国立大学 法人北海道 大学とする。		寄いる ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	保福第1の2号様式式 保福第1の16号様式式 保福第1の18号様様式 保福第1の32号様 保福第1の32号様 は車請者が地方を は車請者が場合 く。) 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式		
2 付業 いに付支よ自の在参安れと社道が金金(障者の相と済意び社りをるて北議祉要強金(障者の相と済意び社りをるて北議祉要な(に対したを、及長福のしよ目福会う付業のの生進及を生にと法祉活業の金(でするの相と済意び社りをるて北議祉要貸事が等貸談に的欲に会、送こ、海会資す	社会福祉協議会	(1)生活を (1) (1) (1) (1) (1) (1) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	(寄附金その 他の収入金が あるときは、 補助金等の額 の算定に当た り、当該寄附	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の32号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式	1部に日 保福祖祖祖祖祖祖祖祖祖祖祖祖祖祖祖祖祖祖祖祖祖祖祖祖祖祖祖祖祖祖祖祖祖祖祖祖	

る経費について予 算の範囲内で交付 する。		担金 (2)生活福祉資金貸付原資 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金、緩費)の特例貸付の実施に要する経費					
3 資補 に社介事にしす道人図 いしけて要金に保と高付 祉、施業と金をにけ成 業者分職る就し人と高付 祉、施業と金をにけ成 業者分職る就し人と系貸 福し祉のう資学とお養 他た護護する付なこ。系貸 福し祉のう資学とお養 他た護護する付なこ。系貨 福し社のう資学とお養 他た護護する付なこ。 資補 に社介事にしす道人図 いしけて要金に保と学費 校ので従者付に、護を 働対おし必備速確的学費	法人北海道 社会福祉協	貸付事業を実施するため	定額	保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 式式式式式式式式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式	1 別る保高局健 おいっぱん おいり はい	

4 令和4年度(202	北海道医	賃金、需用費(消耗品	10分の10以内	保福第1の2号様式		提出部数	1 部			
2年度) 感染疑い患	療計画各別	費、材料費、修繕料、医		保福第1の16号様式		提出期限	別に指示す			
者受入医療機関設		薬材料費)、委託料、使	(寄附金その	保福第1の18号様式		i	る日			
備整備事業費補助	る、救命救	用料及び賃借料、工事請	他の収入金が	保福第1の20号様式		提出先	保健福祉部			
金	急センター	負費、備品購入費	あるときは、	保福第1の32号様式		i	感染症対策			
発熱や咳等の症	及び二次救	'	補助金等の額	(申請者が地方公共		i	局感染症対			
状を有している新	急医療機	'	の算定に当た	団体である場合を除		İ	策課			
型コロナウイルス	関、総合周	'	り、当該寄附	< 。)		i	ļ			
感染症が疑われる	産期母子医	'	金その他の収	その他知事が必要と		İ	ļ			
患者が、感染症指	療センタ	'	入金の控除等	認める書類		İ	ļ			
定医療機関以外の	一、地域周	'	を行う。)			İ	ļ			
医療機関を受診し	産期母子医	'				i	ļ			
た場合においても	療センタ	'				i	ļ			
診療できるよう、	一、小児地					i	ļ			
救急・周産期・小		'				İ	ļ			
児医療の体制確保	ター、小児	'				i	ļ			
を行うため、予算						i	ļ			
の範囲内で交付す	· ·					i	ļ			
る。	ち、疑い患					i	ļ			
•	者の診療を					i	ļ			
•	行う医療機					i	ļ			
•	関とされた	'				i	ļ			
•	救急医療・	'				i	ļ			
•	周産期医療					i	ļ			
•	• 小児医療					i	ļ			
•	のいずれか					i	ļ			
•	を担う医療					i	ļ			ŀ
•	機関(以下					i	ļ			-
•	「救急医療					i	ļ			ŀ
•	等医療機					i	ļ			
•	関」とい					i	ļ			
•	う。) のう					i	ļ			
•	ち知事が適					İ	ļ			
'	当と認める	'			ļ		ļ	ı !	1	

	者とする。							
5 等級備型感にのこのでは、 ・ では、 ・ では、 、 では、 、 では、 、 では、 、 では、 、 では、 、 では、 、 では、 、 では、 、 では、 、 では、 、 では、 、 では、 、 では、 、 では、 、 では、 、 では、 、 では、 、 では、 、 では、	に新ウ染入関者査関者外置機子の検方所知と北所型イ症院、・医、・来す関検あ査衛等事認海在コル患医発診 「接」る、査る所生のがめ道すロス者療熱療療帰触を医遺登衛、研う適る内るナ感等機患検機国者設療伝録生地究ち当者	新型コロナウイルスス感に入いた。 素に、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きななが、大きななが、大きななが、大きないでは、まないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	(寄附金その 他の収入金が あるときは、 補助金等の額	保福第1の2号様式保福第1の16号様式保福第1の18号様式保福第1の20号様式保福第1の32号様式は開業者が地方のはいます。	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する書類	提出出期 提出出 出 先	1別る保感局策部に日健染感課 福症染 部策対	
6 感染備事業費 (新型コ症症の 機費の (新型コ症症の 機費の (新型型染 等で が が が が が が が が が が が が が が が が が が	ナ感医びナ感等機高を新ウ染療新ウ染液がウ染液が 大関度提型イ症院のな供理 リエル 悪医う医すい ス 点及ロス者療ち療る	使用料及び賃借料、備品等購入費	10分の10以内 (他あ補のりそ金入き等に寄の除り (を金はの当附収等ののが、額た金入をですのです。)	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 (申請者が地方公共 団体である場合は除 く。) 別に指示する書類	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する書類		1 部 指 に 根 感 居 福 症 対 な は 本 対 な 感 感 悪 悪	

及イ等う提がけす助りイ時化的補(規「規こと算でがル入ち供行設るす、ルのをと助昭則規定のこの補新ス院高すう備費る新ス医図し金和第則に要ろ範助型感医度る高の用こ型感療るで等474とよ綱に囲すった機医療医備対に口症制と北付北以。ほ定りには、大き関療機療にしよナ発のを海規海下)かめ、おけ書のを関向要補の生強目道則道の、る予いり者のを関向要補の生強目道則道の、る予いり者のを関向要補の生強目道則道の、る予いり者のを関向要補の生強目道則道の、る予いり	設置のう適と割ります。							
7 感染症医療提供 体制整備事ナウ者 (新型コナカ者を ルス感療機関神力 入院医療機関神力 を新型コスを を備事型コンを の入院医療機関の の入院医療機関の する医療機関の	ナウイルス 感染症患者 等入院医療 機関	需用費、工事請負費、 使用料及び賃借料、備品 購入費	10分の10以内 (他の あ	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 (申請者が地方公よ 団体である場合は除 く。) 別に指示する書類	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する書類	提出期限 提出 先	1部 別日 る保健福祉部 感染症対策 局感課	

備整備に補い 開に補い 関いますする を対しまりよう にはずり にはがまり にはがまり にはがまり にはがまり にはがまり にはがまり にはがまり にはがまり にはない に			行う。)					
8 感染情報 大大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学	診療・検査 医療機関等 の設知事が 適当と認め	需用費、工事請負費、 使用料及び賃借料、備品 購入費	10分の10以内 (他のあり ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 (申請者が地方な場合を除 く。) 別に指示する書類	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する書類	提出部類 提出 出 先	1 部に日 健染感 局策 指 福 証 強感 悪 神 報	
9 新型コロナウイ ルス感染症医療従 事者宿泊支援事業 道内における新 型コロナウイルス 感染症の感染拡大	者 (1)新型コ ロナウイ	医療従事者が新型コロ ナウイルス感染症の患者 対応のため業務が深夜に 及んだ場合、若しくは基 礎疾患を有する家族等と 同居しており帰宅するこ	10分の10以内 (寄附金その 他の収入額が あるときは、 補助金等の額	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式			1部 別に指示する日 保健福祉部 感染症対策 局感染症対	

に護者的こ体るでにある。とかは、の体を、維を算でのとういの体を、維を算でのをでいる。	する感染 症指定医 療機関	とが困難である場合等に 医療機関があらかじ宿 筋等により指定する体 施設に宿泊若しくはの 費 (1)宿泊等経費(食事代 を除く) (2)宿泊に伴う駐車料金	のり、そののからののからのののでは、多ののでは、とのののでは、とののでは、というでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ				策課		
10 新スピー イ窓 イ窓新ス相受」と生と予いて、ターには、アールのでは、いる「一と生と予いる。 では、おいる、アールのでは、いる、アールのでは、いる、アールのでは、いる、アールのでは、いる、アールのでは、いる、アールのでは、いる、アールのでは、いる、アールのでは、いる、アールのでは、いる、アールのでは、いる、アールのでは、いる、アールのでは、いる、アールのでは、	(法年号のめうち当者 地(法号のめうち当者 のめうち当者	新型コロナウイルス感 染症に関する相談ために 設置、運営を行うために 必要な賃金、報酬、謝金、 旅費、需用費(消耗品 費、材料費、材料費、 熱水費、燃料費、修費料、 役務費、(通信運搬費、 、手 数料、保険料、、手 数料、保険料、 使用料及び賃借料、 、備品 購入費、補助及び交付金	10分の10以内	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の20号様式 保福第1の20号様式 別に指示する書類	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する書類	提出期限 提出 先	1 別る保感局策 指一祖症染 連 神 神 神 神 神 神 神 神 神 神 神 神 神 神 神 神 神 神		

て補助する。							
11 感染業症事症病床 確保 保工 選事症 大阪 大阪 大阪 大阪 大阪 大阪 大阪 大阪 大阪 大阪 大阪 大阪 大阪	ナウイルス 感染症患者 等入院医療 機関の設置	病床確保料	(寄附収と金のがある) を全のがある。 を全にはできる。 はのののがは、額にはいる。 はのののがは、額にはいる。 はののがは、額にはいる。 は、額にはいる。 は、額にはいる。 は、これでは、額にはいる。 は、これでは、額にはいる。 は、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで	保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 (申請者が地方公共 団体である場合を除	* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	1部に日本語の日本語の日本語の日本語の日本語の主要を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を	